【出雲市】個別情報登録画面のうち、希望できる工種、及び評価点項目については以下のとおりです。
下記は、入力画面のイメージです。入力にあたっては、次ページの申請の条件、入力時の注意点を確認のうえ、
希望のチェックと実績等の入力を行ってください。

競争入札参加資格申請受付システム　　メニューへ戻る

令和9・10年度　新規申請　　出雲市工事受注者

個別情報登録

「コピー」ボタンを押下すると、選択した団体／営業所の入力情報をコピーし、現在の画面に反映します。
※団体ごとに登録できる内容が異なるため、同じ団体の入力情報のみコピーできます。　　コピー

No.	工種別	年間平均完工高	工事種別	希望	実績等
1	土木一式	100,000千円	建設業許可を有し、かつ経営事項審査において完成工事高がある場合に希望できます。	□	
2	建築一式		建設業許可を有し、かつ経営事項審査において完成工事高がある場合に希望できます。	□	
3	大工		建設業許可を有し、かつ経営事項審査において完成工事高がある場合に希望できます。	□	
4	左官		建設業許可を有し、かつ経営事項審査において完成工事高がある場合に希望できます。	□	
5	とび・土工・コンクリート		建設業許可を有し、かつ経営事項審査において完成工事高がある場合に希望できます。	□	
6	石		建設業許可を有し、かつ経営事項審査において完成工事高がある場合に希望できます。	□	
7	屋根		建設業許可を有し、かつ経営事項審査において完成工事高がある場合に希望できます。	□	
8	電気		建設業許可を有し、かつ経営事項審査において完成工事高がある場合に希望できます。	□	
9	管		建設業許可を有し、かつ経営事項審査において完成工事高がある場合に希望できます。	□	
10	タイル・れんが・ブロック		建設業許可を有し、かつ経営事項審査において完成工事高がある場合に希望できます。	□	
11	鋼構造物		建設業許可を有し、かつ経営事項審査において完成工事高がある場合に希望できます。	□	
12	鉄筋			□	
13	舗装			□	
14	しゅんせつ			□	
15	板金			□	
16	ガラス			□	
17	塗装			□	
18	防水			□	
19	内装仕上			□	
20	機械器具設置			□	
21	熱絶縁			□	
22	電気通信			□	
23	造園			□	
24	さく井			□	
25	建具			□	
26	水道施設			□	
27	消防施設			□	
28	清掃施設			□	
29	解体			□	
30	合併処理浄化槽			□	
31	区画線			□	
32	法面			□	
33	アスファルト舗装			□	
34	漁港漁場整備			□	
35	下水道用マンホールポンプ設置			□	
36	下水道管渠更生		市外業者は希望できません。	□	
37	マンホール更生		市外業者は希望できません。	□	
38	マンホール蓋取替		市外業者は希望できません。	□	
39	水道施設機械器具設置		市外業者も希望できます。	□	
40	選挙ポスター掲示場作製・撤去業務		市外業者は希望できません。	□	
41	草刈業務		市外業者は希望できません。	□	
42	樹木剪定業務		市外業者は希望できません。	□	
43	下水道管路施設調査（テレビカメラ調査）業務		市外業者は希望できません。	□	
44	評価点項目「CPDS」（土木一式、水道施設）		CPDS取得単位100ユニット以上あり	□	
45	評価点項目「CPD」（建築一式）		建築士CPD取得単位50単位以上あり、または建築施工管理CPD取得単位20単位以上あり	□	
46	評価点項目「障がい者雇用」（土木一式、建築一式、水道施設）		障がい者雇用（法定義務者が法定雇用率を未達成）	□	
			障がい者雇用（法定義務者が法定雇用率の2倍を達成）	□	
			障がい者雇用（法定義務のない者が障がい者を1名以上雇用）	□	
47	評価点項目「建災防加入」（土木一式、建築一式）		建設業労働災害防止協会に加入	□	
48	評価点項目「安全衛生教育研修」（土木一式、建築一式）		指定する「安全衛生教育研修」の受講人数　（実績等の欄へ数字のみ入力）※最大5人	□	
49	評価点項目「福利向上」（土木一式、建築一式、水道施設）		建設業退職金共済制度、退職一時金制度、企業年金制度、法定外労働災害補償制度のすべてを導入	□	
50	評価点項目「次世代育成支援」（土木一式、建築一式、水道施設）		「こっころカンパニー」の認定がある	□	
51	評価点項目「女性の活躍推進」（土木一式、建築一式、水道施設）		「しまね女性の活躍応援企業」登録がある	□	
52	評価点項目「雇用の確保」（土木一式、建築一式、水道施設）		29歳以下の者を雇用し基準日時点で継続雇用している人数　（実績等の欄へ数字のみ入力）※最大5人	□	
			前回申請日前に若年者雇用し基準日時点で継続雇用している人数（実績等の欄へ数字のみ入力）※最大5人	□	
			前々回申請日前に若年者雇用し主任技術者等の資格を取得した人数（実績等の欄へ数字のみ入力）※最大5人	□	
53	評価点項目「雇用の確保」（水道施設）※水道法に係る技術者のみ		前々回申請日前に若年者雇用し主任技術者等の資格を取得した人数（実績等の欄へ数字のみ入力）※最大5人	□	
54	評価点項目「除雪対応」（土木一式）		除雪業務契約実績の年数（実績等の欄へ数字のみ入力）※最大2年	□	
55	評価点項目「災害対応」（土木一式、建築一式、水道施設）		出雲市と災害協定を締結している団体に加盟している	□	
			出雲市管工事事業協同組合に加盟している	□	
			災害協定を締結している団体に加盟していないが、災害対応実績がある	□	
			出雲市消防団協力事業所の認定がある	□	
56	評価点項目「学校支援活動実績」（土木一式、建築一式、水道施設）		学校支援企業として島根県に登録し、活動実績がある	□	
57	評価点項目「更生保護協力雇用主」（土木一式、建築一式、水道施設）		保護観察所から協力雇用主の認定を受けている	□	
備考	「工事種別」欄については、申請にあたっての説明欄としてご確認ください。No. 1～29は「実績等」欄への入力は不要です。数字を入力する際は半角とし、単位（例：人）は入力しないでください。				

個別情報登録画面のイメージです。

入力にあたっては、次ページの申請の条件、入力時の注意点を確認のうえ、希望のチェックと実績等の入力を行ってください。

【出雲市】 申請の条件、入力時の注意点

（別紙）

（千円）

No	工種別	年間平均完工高	工事種別	希望	実績等	申請の条件・入力時の注意点
1	土木一式	500,000	建設業許可を有し、かつ経営事項審査において完成工事高がある場合に希望できます。	☑		
2	建築一式	300,000	〃	☑		
3	大工		〃	□		
4	左官		〃	□		
5	とび・土工・コンクリート	100,000	〃	☑		
6	石		〃	□		
7	屋根		〃	□		
8	電気	20,000	〃	☑		
9	管	20,000	〃	☑		
10	タイル・れんが・ブロック		〃	□		
11	鋼構造物		〃	□		
12	鉄筋		〃	□		
13	舗装	50,000	〃	☑		・建設業許可、経営事項審査の受審があり、完成工事高がある業種のみ希望できます。 ・№１～№29　については、「実績等」の欄への入力は不要です。
14	しゅんせつ		〃	□		
15	板金		〃	□		
16	ガラス		〃	□		
17	塗装		〃	□		
18	防水		〃	□		
19	内装仕上		〃	□		
20	機械器具設置		〃	□		
21	熱絶縁		〃	□		
22	電気通信		〃	□		
23	造園		〃	□		
24	さく井		〃	□		
25	建具		〃	□		
26	水道施設	80,000	〃	☑		
27	消防施設		〃	□		
28	清掃施設		〃	□		
29	解体			☑		
30	合併処理浄化槽		市外業者は希望できません。	☑	◎	・「管」工事の許可業者であること。 ・「浄化槽法」第21条に規定する登録工事業者又は同法第33条第3項の届出業者であること。(証明書の写しの添付が必要です。) ・浄化槽設備士がいること。(全員の資格証明書写しの添付が必要です。) ・合併処理浄化槽工事の施工実績（修繕は除く）があること。（様式6-1号「特定専門工事の施工実績等」により提出が必要です。） ・施工実績について、30人槽以下の実績がある場合は〇を、31人槽以上の実績がある場合は◎を実績等に入力してください。
31	区画線		市外業者は希望できません。	☑	〇	・「塗装」工事の許可業者であること。 ・区画線工事の施工実績があること。(様式6-2号「特定専門工事の施工実績等」により提出が必要です。) ・希望に☑を入れた場合は、実績等に〇を入力してください。
32	法面		市外業者は希望できません。	☑	〇	・「とび・土工・コンクリート」工事の許可業者であること。 ・経営事項審査で法面処理の総合評定値が550点以上で、平均完成工事高が1,000万円以上であること。また、常時稼動可能な吹付け機を保有していること。 ・法面工事の施工実績があること。(様式6-3号「特定専門工事の施工実績等」により提出が必要です。) ・希望に☑を入れた場合は、実績等に〇を入力してください。
33	アスファルト舗装		市外業者は希望できません。	☑	〇	・「舗装」工事の許可業者であること。 ・経営事項審査で舗装の総合評定値が600点以上で、平均完成工事高が2,000万円以上(アスファルト舗装に限る)であること。また、常時稼動可能なアスファルトフィニッシャーを保有していること。 ・アスファルト舗装工事の施工実績があること。(様式6-4号「特定専門工事の施工実績等」により提出が必要です。) ・希望に☑を入れた場合は、実績等に〇を入力してください。
34	漁港漁場整備		島根県外に本店がある業者は申請できません。	☑	〇	・「土木一式」工事の許可業者であること。 ・経営事項審査で土木一式の総合評定値が900点以上であること。 ・島根県内に本店を有し、平成23年度以降に完成した島根県内の港湾・漁港漁場関係工事で作業船を使用した海上作業の施工実績があること。（様式6-5号「特定専門工事の施工実績等」により提出が必要です。また、当該工事実績の確認書類として、契約書の写し又はコリンズの登録内容確認書の写しが必要です。） ・希望に☑を入れた場合は、実績等に〇を入力してください。
35	下水道用マンホールポンプ設置		市外業者は希望できません。	☑	〇	・「管」工事の許可業者であること。 ・「機械器具設置」工事の許可有無と、下水道用マンホールポンプ設置工事の施工実績を、様式6-6号「特定専門工事の施工実績等」に記入して提出してください。（実績が無い場合はその旨を記入して提出すること。） ・希望に☑を入れた場合は、実績等に〇を入力してください。
36	下水道管渠更生		市外業者は希望できません。	☑	〇	・「土木一式」工事の許可業者であること。 ・(公財)日本下水道新技術機構の技術審査証明を受けた工法の協会等に加入しており、かつ協会等が実施する研修・講習を受けた常時雇用の技術者を配置できること。（様式6-7号「特定専門工事の施工実績等」により提出が必要です。(公財)日本下水道新技術機構の技術審査証明を受けた工法であることが分かる資料及び協会等への加入がわかる資料、技術者の常時雇用がわかる資料を添付してください。） ・希望に☑を入れた場合は、実績等に〇を入力してください。
37	マンホール更生		市外業者は希望できません。	☑	〇	・「土木一式」工事の許可業者であること。 ・(公財)日本下水道新技術機構の技術審査証明を受けた工法の協会等に加入しており、かつ協会等が実施する研修・講習を受けた常時雇用の技術者を配置できること。または、下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアルの防食基準を満たした工法の協会等に加入しており、かつ協会等が実施する研修・講習を受けた常時雇用の技術者を配置できること。（様式6-8号「特定専門工事の施工実績等」により提出が必要です。(公財)日本下水道新技術機構の技術審査証明を受けた工法、または下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアルの防食基準を満たした工法であることが分かる資料及び協会等への加入がわかる資料と、技術者の常時雇用がわかる資料を添付してください。） ・希望に☑を入れた場合は、実績等に〇を入力してください。
38	マンホール蓋取替		市外業者は希望できません。	☑	〇	・「土木一式」工事の許可業者であること。 ・円形カッター工法用の円形カッターを保有していること。（様式6-9号「特定専門工事の施工実績等」により提出が必要です。自社保有が証明できる書類（写真、点検記録、リース契約書等）を添付してください。） ・希望に☑を入れた場合は、実績等に〇を入力してください。

注意
入力は「０」ゼロではなく
「〇」まるを入力してください

39	水道施設機械器具設置		市外業者も希望できます。	☑	○	・「機械器具設置」工事の許可業者であること。 ・浄水施設における機械器具設置工事（以下「浄水施設工事」という。）については、同様工事の施工実績を指名選定基準の一つとしますので、浄水施設工事の施工実績がある場合は、様式6-10号「特定専門工事の施工実績等」に記入して提出すること。（当該工事実績の確認書類として、契約書の写し又はコリンズの登録内容確認書を添付すること。なお、浄水施設工事の施工実績がない場合は、本様式に「実績なし」と記入して提出すること。） ・浄水施設工事以外の施工実績は、提出する必要はありません。 ・希望に☑を入れた場合は、実績等に○を入力してください。
40	選挙ポスター掲示場作製・撤去業務		市内業者のみ希望できます。	☑	○	・「建築一式」工事の許可業者であり、最新の経営事項審査において「建築一式」工事の実績を有していること。 ・希望に☑を入れた場合は、実績等に○を入力してください。
41	草刈業務		市内業者のみ希望できます。	☑	○	・草刈業務を希望する者。（建設業許可は要しない。） ・希望に☑を入れた場合は、実績等に○を入力してください。
42	樹木剪定業務		市内業者のみ希望できます。	☑	○	・「造園」工事の許可業者であり、最新の経営事項審査において「造園」工事の実績を有していること。 ・希望に☑を入れた場合は、実績等に○を入力してください。
43	下水道管路施設調査（テレビカメラ調査）業務		市内業者のみ希望できます。	☑	○	・ 下水道管路施設調査（テレビカメラ調査）業務を希望する者。（建設業許可は要しない。） ・ 登録に必要な要件として、下記①～③をすべて満たすこと。 ①産業廃棄物（汚泥）収集運搬許可業者 ②酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を雇用している事業者 ③下水道管路管理専門技士（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）の「清掃」「調査」「修繕・改築」の3部門の資格を有している者を雇用している事業者または下水道管理技術認定（地方共同法人日本下水道事業団）の資格を有した者を雇用している事業者 ・希望に☑を入れた場合は、実績等に○を入力してください。
44	評価点項目「CPDS」（土木一式、水道施設）		CPDS取得単位100ユニット以上あり	☑	○	・土木一式工事又は水道施設工事の希望者で、該当する場合のみ希望に☑を入力してください。 ・希望に☑を入れた場合は、実績等に○を入力してください。
45	評価点項目「CPD」（建築一式）		建築士CPD取得単位50単位以上あり、または建築施工管理CPD取得単位20単位以上あり	☑	○	・建築一式工事の希望者で、該当する場合のみ希望に☑を入力してください。 ・希望に☑を入れた場合は、実績等に○を入力してください。
46	評価点項目「障がい者雇用」（土木一式、建築一式、水道施設）		障がい者雇用（法定義務者が法定雇用率を未達成）	☐		・土木一式工事、建築一式工事、又は水道施設工事の希望者で、該当する場合のみ入力してください。 ・該当するいずれかの項目について、希望欄に☑を入力してください。 ☑を入れた項目の実績等に○を入力してください。
			障がい者雇用（法定義務者が法定雇用率を達成）	☐		
			障がい者雇用（法定義務者が法定雇用率の2倍を達成）	☑	○	
			障がい者雇用（法定義務のない者が障がい者を1名以上雇用）	☐		
47	評価点項目「建災防加入」（土木一式、建築一式）		建設業労働災害防止協会に加入	☑	○	・土木一式工事又は建築一式工事の希望者で、該当する場合のみ希望に☑を入力してください。 ・希望に☑を入れた場合は、実績等に○を入力してください。
48	評価点項目「安全衛生教育研修」（土木一式、建築一式）		指定する「安全衛生教育研修」の受講人数 （実績等の欄へ数字のみ入力）※最大5人	☑	5	・土木一式工事又は建築一式工事の希望者で、該当する場合のみ希望に☑を入力してください。 ・希望に☑を入れた場合は研修を受講した人数を実績等へ「1～5」の数字で入力してください。5人以上の受講は「5」と入力してください。
49	評価点項目「福利向上」（土木一式、建築一式、水道施設）		建設業退職金共済制度、退職一時金制度、企業年金制度、法定外労働災害補償制度のすべてを導入	☑	○	・土木一式工事、建築一式工事、又は水道施設工事の希望者で、該当する場合のみ希望に☑を入力してください。 ・希望に☑を入れた場合は、実績等に○を入力してください。
50	評価点項目「次世代育成支援」（土木一式、建築一式、水道施設）		「こっころカンパニー」認定がある	☑	○	・土木一式工事、建築一式工事、又は水道施設工事の希望者で、該当する場合のみ入力してください。 ・該当するいずれかの項目について、希望欄に☑を入力してください。 ☑を入れた項目の実績等に○を入
51	評価点項目「女性の活躍推進」（土木一式、建築一式、水道施設）		「しまね女性の活躍応援企業」登録がある	☑	○	・土木一式工事、建築一式工事、又は水道施設工事の希望者で、該当する場合のみ入力してください。 ・該当するいずれかの項目について、希望欄に☑を入力してください。 ☑を入れた項目の実績等に○を入力してください。
52	評価点項目「雇用の確保」（土木一式、建築一式、水道施設）		29歳以下の者を雇用し基準日時点で継続雇用している人数（実績等の欄へ数字のみ入力）※最大5人	☑	5	・土木一式工事、建築一式工事、又は水道施設工事の希望者で、該当する場合のみ入力してください。 ・該当する項目について、希望欄に☑を入力してください。 ☑を入れた項目の実績等に、「1～5」を入力してください。5人以上の雇用は「5」と入力してください。
			前回申請日前に若年者雇用し基準日時点で継続雇用している人数（実績等の欄へ数字のみ入力）※最大5人	☑	5	
			前々回申請日前に若年者雇用し主任技術者等の資格を取得した人数（実績等の欄へ数字のみ入力）※最大5人	☑	5	
53	評価点項目「雇用の確保」（水道施設）※水道法に係る技術者のみ		前々回申請日前に若年者雇用し主任技術者等の資格を取得した人数（実績等の欄へ数字のみ入力）※最大5人	☑	5	・水道施設工事の希望者で、該当する場合のみ入力してください。 ・該当する項目について、希望欄に☑を入力してください。 ☑を入れた項目の実績等に、「1～5」を入力してください。5人以上の雇用は「5」と入力してください。
54	評価点項目「除雪対応」（土木一式）		除雪業務契約実績の年数（実績等の欄へ数字のみ入力）※最大2年	☑	2	・土木一式工事の希望者で、該当する場合のみ希望に☑を入力してください。 ・除雪業務契約について、２年ある場合は「２」を、1年ある場合は「１」を実績等へ入力してください。
55	評価点項目「災害対応」（土木一式、建築一式、水道施設）		出雲市と災害協定を締結している団体に加盟している	☐		・土木一式工事、建築一式工事、又は水道施設工事の希望者で、該当する場合のみ入力してください。 ・該当する項目について、希望欄に☑を入力してください。実績等に○を入力してください。
			出雲市管工事事業協同組合に加盟している	☑	○	
			災害協定を締結している団体に加盟していないが、災害対応実績がある	☐		
			出雲市消防団協力事業所の認定がある	☑	○	
56	評価点項目「学校支援活動実績」（土木一式、建築一式、水道施設）		学校支援企業として島根県に登録し、活動実績がある	☑	○	・土木一式工事、建築一式工事又は水道施設工事の希望者で、該当する場合のみ希望に☑を入力してください。 ・希望に☑を入れた場合は、実績等に○を入力してください。
57	評価点項目「更生保護協力雇用主」（土木一式、建築一式、水道施設）		保護観察所から協力雇用主の認定を受けている	☑	○	・土木一式工事、建築一式工事又は水道施設工事の希望者で、該当する場合のみ希望に☑を入力してください。 ・希望に☑を入れた場合は、実績等に○を入力してください。

・工事種別欄については、申請にあたっての説明欄としてご確認ください。

・№30～№39は、市が定める特定の専門工事です。基本的に、市内業者、準市内業者のみ申請できます。市外業者で申請ができる工種は「漁港漁場整備工事」「水道施設機械器具設置工事」です。
詳しくは、申請の手引きでご確認ください。

・№40～№43は、建設工事関連の業務です。市内業者のみ希望できます。詳しくは申請の手引きでご確認ください。

・№44～№57は、発注者別評価項目です。土木一式、建築一式、水道施設を希望する市内業者、準市内業者は、該当する項目に入力してください。詳しくは、申請の手引きでご確認ください。

・№30～№57「市が定める特定の専門工事」「その他業務委託」「発注者別評価項目」については、実績や加入資料などの提出を求めています。
「希望」欄に☑を入れた項目について、必ず「実績等」欄へ、「○」等、または「数字」を入力してください。

【出雲市】個別情報登録画面のうち、入力を求める技術者数の種類は以下のとおりです。
常勤で在席する技術者数を各技術者毎に、延べ人数で入力してください。（１人で複数の資格を有している場合、それぞれに入力）
但し、同種で一級と二級等を有するものは上位の等級に含めてください。
（例：土木施工管理技士の一級と二級を保持　→　一級のみ入力）

技術者数

No.	名称	技術者数	No.	名称	技術者数
1	建設機械施工技士(1級)	人	2	建設機械施工技士(2級)	人
3	土木施工管理技士(1級)	人	4	土木施工管理技士(2級)土木	人
5	土木施工管理技士(2級)鋼構造物塗装	人	6	土木施工管理技士(2級)薬液注入	人
7	建築施工管理技士(1級)	人	8	建築施工管理技士(2級)建築	人
9	建築施工管理技士(2級)躯体	人	10	建築施工管理技士(2級)仕上げ	人
11	電気工事施工管理技士(1級)	人	12	電気工事施工管理技士(2級)	人
13	管工事施工管理技士(1級)	人	14	管工事施工管理技士(2級)	人
15	電気通信工事施工管理技士(1級)	人	16	電気通信工事施工管理技士(2級)	人
17	造園施工管理技士(1級)	人	18	造園施工管理技士(2級)	人
19	1級建築士	人	20	2級建築士	人
21	木造建築士	人	22	電気工事士(第1種)	人
23	電気工事士(第2種)	人	24	電気主任技術者(第1種～第3種)	人
25	電気通信主任技術者	人	26	給水装置工事主任技術者	人
27	甲種消防設備士	人	28	乙種消防設備士	人
29	地すべり防止工事士	人	30	建築設備資格者	人
31	1級計装士	人	32	舗装施工管理技術者(1級)	人
33	舗装施工管理技術者(2級)	人	34	技術士(建設)	人
35	技術士(建設「鋼構造及びコンクリート」)	人	36	技術士(農業「農業土木」)	人
37	技術士(電気電子)	人	38	技術士(機械)	人
39	技術士(機械「流体工学」または「熱工学」)	人	40	技術士(上下水道)	人
41	技術士(上下水道「上水道及び工業用水道」)	人	42	技術士(水産「水産土木」)	人
43	技術士(森林「林業」)	人	44	技術士(森林「森林土木」)	人
45	技術士(衛生工学)	人	46	技術士(衛生工学「水質管理」)	人
47	技術士(衛生工学「廃棄物管理」)	人	48	技術士(総合技術監理)	人
49	その他	人			